

第3編 学校の危機管理

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

第1 計画の作成

- 1 学校危機管理計画の作成
- 2 教育活動の継続
- 3 避難所支援に関する運営計画の作成
- 4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

第2 教育・研修・訓練

- 1 児童・生徒等の防災教育
- 2 学校教職員の危機管理研修
- 3 避難訓練と防災訓練

第3 事前の準備

- 1 物資の備蓄
- 2 日常の点検

第1部 自然災害（震災編）

第1章 事前対策（震災への備え）

はじめに

今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%以上とされており、また、政府が令和6年1月1日を算定基準日として公表した「長期評価による地震発生確率値の更新」によれば、南海トラフを震源域とする地震が今後30年以内に発生する確率は70～80%とされている。日本は世界的に見ても地震活動が活発な地域であり、どの場所においても強い揺れに見舞われるおそれがある。地震は突発的に発生し、甚大な被害を及ぼす可能性があることから、日頃より耐震補強や家具等の固定などの対策を講じておくことが重要である。

都立学校では、平成20年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上が予測される場合には、校内放送により速報を伝達し、机の下に身を隠すなどの初動対応を取ることができる体制を整えている。

しかし、首都直下地震のように震源が近い場合には、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

都立学校は全て耐震補強を完了しているが、震災による被害を更に軽減するためには、天井材や照明器具等の非構造部材の耐震化を促進するとともに、日頃から、児童・生徒等が活動する場所において、什器等の転倒・落下防止対策を講じておくことが重要である。

（什器等の転倒・落下防止対策の例）

- ・ 壁面へのL型金具による固定
- ・ ポール式器具（突っ張り棒）の設置
- ・ つり下げ式照明器具へのチェーン又はワイヤー等による落下防止措置

学校保健安全法においては、設置者が児童・生徒等の安全確保を図るため、施設・設備及び管理運営体制の整備充実等に努めること（第26条）、学校が施設・設備の安全点検や通学を含む学校生活における安全に関する計画を策定し、実施すること（第27条）、学校の実情に応じて危険等発生時に教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（「危険等発生時対処要領」）を作成すること（第29条）を規定している。

こうした法令の趣旨を踏まえ、都立学校においては、平成24年度から地域自治体、自治会代表、警察、消防及び学校職員で構成する「防災教育推進委員会」を設置し、地域と連携した防災教育を実施している。なお、「防災教育推進委員会」の設置については、令和5年に各都立学校へ通知している。

第1 計画の作成

各学校においては、災害時に児童・生徒等の生命及び身体の安全を確実に確保するため、学校の防災に関する危機管理計画の作成をはじめ、避難（防災）訓練、防災教育及び防災研修の実施などを一層充実させる必要がある。

あわせて、学校が避難所、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションとなる場合を想定し、それぞれの運営計画を作成するとともに、事前の備えを十分に行うことが必要である。

また、大震災発生時には、地震による被害が広範囲に及び、災害応急対策も広域にわたって実施されることが想定される。このため、学校は「防災教育推進委員会」を活用するなどして、日頃から区市町村教育委員会や防災主管部局、消防署等の防災機関及び地域との連携を図り、学校の防災体制の整備に努めることが求められる。

計画の作成にあたっては、以下に示す内容に加え、令和3年6月に文部科学省が発行した「学校の

『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」を参考とすること。

1 学校危機管理計画の作成

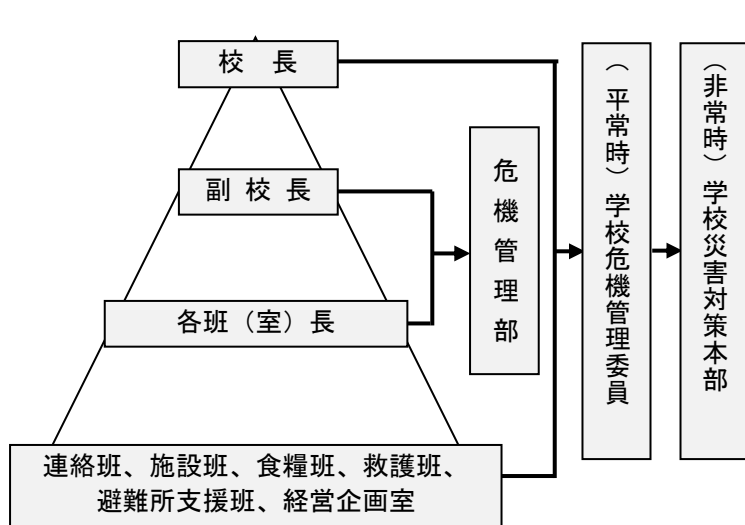
校長は、地域の実情や特別支援学校の障害種別等、学校の特性を踏まえ、大震災等に備え、児童・生徒等の安全確保を図るため、「学校危機管理計画」を作成するものとする。当該計画には、児童・生徒等の安全確保の体制、学校安全計画、教職員の役割分担、情報連絡体制のほか、区市町村から指定を受けた指定緊急避難場所及び指定避難所（以下、「避難所」という。）の開設・運営支援、学校自らが開設・運営を行う一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションに関する計画等を記載するものとする。作成した計画については、教職員及び保護者等に対し、十分に周知を図るものとする。

(1) 学校危機管理委員会等の設置

校長は、校長、副校長、経営企画室(課)長等を構成員とする「学校危機管理委員会」を設置し、学校危機管理計画を作成及び見直しを行うとともに、学校における危機管理体制の整備に努めるものとする。

また、災害時には、教育庁災害対策本部が設置されると同時に、教育長から所及び都立学校の長に対し、「(学校名又は所名を冠した)災害対策本部」の開設が指示される。開設後は、当該災害対策本部が中心となり、災害時の指揮を執り、必要な対応に当たるものとする。

○ 防災組織図



※学校において、災害時には「学校災害対策本部」を設置し、災害対応に係る指揮を執るものとする。

※平常時においては、「学校危機管理委員会」として、学校における危機管理に関する指揮及び管理を行うものとする。

【危機管理部】

- 危機管理部は、防火・防災管理者である副校長を責任者として設置し、災害時及び平時における学校の危機管理に関する業務を統括する。
- 副校長を責任者とし、「連絡班」「施設班」「食糧班」「救護班」「避難所支援班」及び「経営企画室」をもって構成する。
- 各班の班長は、危機管理部の部員とする。

(危機管理部の主な役割)

- 児童・生徒等に対する防災教育及び防災訓練の計画作成と実施・指揮運営
- 教職員を対象とした「危機管理研修」の計画作成及び実施
- 防災物品等の管理及び点検
- 各教室等の防火責任者の指定
- 各種名簿及び台帳の管理
- 施設・設備の安全確保及び火災予防等に関する計画作成と実施
- 学校に学校危機管理担当者を置き、当該担当者は災害時において、速やかに学校へ参集し、被害状況等の情報収集及び緊急連絡に当たるものとする。

学校危機管理委員会の構成と役割

【構成】

学校危機管理委員会は、校長を委員長とし、次に掲げる者をもって構成する。

- 副校長等の管理職
- 各主幹教諭
- 養護教諭
- 危機管理部

なお、委員会は、委員長が必要と認めるときに招集するものとする。

【役割】

学校危機管理委員会は、主として次に掲げる事項を所掌する。

- ① 「学校危機管理計画」の作成
- ② 危機管理対策指針の決定
- ③ 避難所運営に係る支援計画の作成
- ④ 大規模災害に関する対応、計画の作成及び指揮・運営
- ⑤ 地域緊急連絡員の招集及び連絡調整
- ⑥ 防災市民組織との連絡及び調整

(2) 学校危機管理計画の項目

「学校危機管理計画」には、学校における危機管理の基本的な考え方及び具体的な対応を体系的に整理する必要がある。主な項目としては、次のようなものが挙げられる。

ア 学校危機管理計画の目的と法的根拠

学校保健安全法第29条では、学校において、危険等発生時に職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた「危険等発生時対処要領（学校危機管理計画）」を作成するとともに、これを教職員に周知することが義務付けられている。

このため、「学校危機管理計画」の作成に当たっては、当該計画が同法に基づくものであることを明確にし、その目的及び位置付けを計画内に明記しておくことが重要である。

また、学校における安全確保に関する取組は、学校保健安全法に基づくものに限られるものではなく、消防法、水防法等の関係法令に基づく計画や対応を含め、総合的に実施される必要がある。

このため、「学校危機管理計画」の作成に当たっては、学校保健安全法のほか、当該学校において適用される関係法令に基づいて作成している防災・安全に関する各種計画を踏まえ、それらの法令に基づくものである旨を、計画内に明記しておくことが重要である。

イ 学校危機管理計画の基本方針

「学校危機管理計画」には、記載された対応では対処しきれない、想定を超えた事態が発生した場合にも適切な判断が行われるよう、「基本方針」や「基本理念」等として、学校としての基本的な価値観や考え方を記載することが重要である。

また、これらの基本方針は、災害時における判断や行動の拠り所となるものであることから、平時から教職員等が共通の認識として理解・共有しておくとともに、保護者や関係機関等ともあらかじめ共有しておくことが望ましい。

ウ 事前・発生時・事後の危機管理

「学校危機管理計画」においては、災害等の発生前（事前）、発生時及び発生後（事後）の各段階に応じて、必要となる対応を整理し、体系的に記載することが重要である。

具体的な記載内容については、以降に示す各項目を参照するとともに、文部科学省が示している「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（令和6年3月）を参考とするものとする。

○ 事前対策（予防を含む。）

事前対策として、学校危機管理計画には、主として次に掲げる事項を整理し、記載するものとする。

- 学校及び地域の状況把握
 - ① 地域、学校及び学区の現状
 - ② 危機管理の前提となる想定災害及び危機事象
- 体制整備
 - ③ 平常時における危機管理体制
 - ④ 緊急時の非常参集体制
 - ⑤ 学校災害対策本部の体制
- 点検・未然防止
 - ⑥ 施設・設備等の点検
 - ⑦ 事故・災害の未然防止策
- 連絡・情報収集体制
 - ⑧ 保護者、教職員及び関係機関への緊急連絡体制及び通信手段
 - ⑨ 通信及び情報収集手段
- 物資・備え
 - ⑩ 緊急時持出品の内容、保管場所及び担当者
 - ⑪ 備品及び備蓄品
- 連携・防災教育
 - ⑫ 保護者、地域及び関係機関等との連携
 - ⑬ 避難計画、避難訓練、教職員研修及び安全教育
- その他
 - ⑭ 各種様式

※ 休日・夜間等に発災した場合の教職員の行動と対応の事前準備

休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、次に掲げる教職員の行動及び対応について、あらかじめ整理しておくものとする。

- ・教職員の参集態勢
- ・被害情報の収集及び把握
- ・情報収集及び連絡体制
- ・避難所等への支援活動
- ・児童・生徒等の安否情報の収集及び把握

○ 災害発生時の対応

災害が発生した場合には、児童・生徒等の生命及び身体の安全を最優先とし、次に掲げる事項について、速やかに対応するものとする。

- 初動体制の確立
 - ① 学校災害対策本部の設置
 - ② 情報収集及び連絡活動
- 児童・生徒等の安全確保
 - ③ 児童・生徒等の避難誘導
 - ④ 児童・生徒等の保護体制の確立
- 救護・応急対応
 - ⑤ 救護活動及び必要に応じた搬出活動
- 施設・設備の確認
 - ⑥ 学校施設・設備の被害状況及び安全確認並びに応急対策
- 登下校中及び校外活動中の対応
 - ⑦ 登下校中の児童・生徒等の安全確認及び誘導
 - ⑧ 校外学習又は宿泊行事中の児童・生徒等の安全確認及び誘導

○ 事後（復旧）対策

災害発生後においては、被害状況の把握から教育活動の再開、心のケア及び検証までを見据え、次に掲げる事項について段階的に対応するものとする。

■ 状況把握と安全確保

- ① 安否情報及び被害状況の収集・把握
- ② 集団下校、引渡し及び校内待機の実施

■ 対外対応

- ③ 保護者等への対応及び報道機関への対応

■ 施設・教育環境の復旧

- ④ 学校施設・設備の点検、整備及び復旧
- ⑤ 教育活動の継続及び授業再開に向けた準備
- ⑥ 応急教育計画の作成

■ 被災者への支援

- ⑦ 被災した児童・生徒等への学用品の給与等の支援
- ⑧ 避難所運営への協力

■ 心のケア及び検証

- ⑨ 児童・生徒等及び教職員に対する心のケア
- ⑩ 対応状況の評価及び検証

(3) 教職員の参集体制の整備

夜間休日等の勤務時間外に災害が発生した場合であっても、児童・生徒等の安否確認をはじめとする必要な対応を的確に行うためには、災害時等の危機事態の規模や状況に応じて、教職員が非常参集する体制を整備しておくことが重要である。

このため、「学校危機管理計画」においては、災害の種類や規模に応じた段階的な参集基準を設定し、校長等の管理職及び一般の教職員のうち、誰が、どの段階で参集するのかについて、あらかじめ明確に記載するものとする。

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集態勢及び連絡体制を作成し、教職員に対して十分に周知するものとする。

参集体制の作成に当たっては、緊急時教職員名簿を整備し、教職員の人員構成や参集方法、連絡手段等を把握しておくものとする。

<東京都教育委員会における非常配備態勢>

東京都災害対策本部が設置された場合には、教育庁災害対策本部を開設するとともに、都立学校に対し、学校災害対策本部の設置を指示する。

都立学校長は、災害の規模及び被害状況に応じて、非常配備態勢又は特別非常配備態勢において参集する教職員を指定し、あらかじめ定めた計画に基づき、当該態勢について教職員に周知徹底するものとする。

※非常配備態勢及び特別非常配備態勢の詳細は、第2編第2章「教職員の参集」を参照

<家族の安否確認>

教職員は、災害発生時においては、原則として自分自身及び家族の身の安全を最優先とする。その上で、教職員本人や家族が被災し、安全が確保できない場合や、出勤することにより二次被害を誘発するおそれがある場合など、やむを得ず参集できない事情が生じたときは、必ず全庁安否確認サービス等を活用し、自身の安否及び参集可否に連絡するものとする。

学校においては、全庁安否確認サービス等により情報を集約し、連絡が取れない教職員の把握を行うなど、教職員の安否確認を組織的に実施する必要がある。

また、大規模災害発生時には、むやみに移動することを避け、周囲の安全を確認した上で、職場や外出先等に留まることを原則とする。そのため、平時から安心して職場等に留まれるよう、家族等と事前に話し合い、複数の連絡手段を確保しておくことが重要である。

家族との安否確認の手段としては、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板が有効である。これらは、地震、噴火等の災害発生により、被災地への通信が集中し、電話やメール等がつながりにくい状況となった場合に、NTT東日本や各携帯電話会社により提供が開始される、音声又はインターネットを利用した伝言サービスである。

毎月1日と15日、「防災週間」（8月30日から9月5日）、「防災とボランティア週間」（1月15日から21日）、正月三が日にはこれらのサービスの体験利用が可能であることから、平時から家族間で使用方法に習熟しておくことが重要である。

使用方法の詳細については、東京都防災ホームページを参照するとよい。

■ 東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

※詳しい安否確認方法は、下記「(6) 家庭との安否確認方法」を参照すること

(緊急時教職員名簿の例)

職	氏名	TEL	通常出勤手段 ・時間	非常時出勤手段 ・時間	参集指定校	備考

(出勤時間の目安：徒歩2km/時)

(4) 情報連絡体制の整備

ア 関係機関との連絡体制

災害等の発生時において、迅速かつ的確な対応を行うため、保護者、教職員及び関係機関等との緊急連絡体制をあらかじめ構築し、その内容を「学校危機管理計画」に記載するものとする。

その際、単一の手段に依存することなく、複数かつ多様な連絡手段を具体的に定めておくことが重要である。特に、大規模な地震や風水害の発生時には、停電等により通信手段が制限される可能性があることを考慮する必要がある。

保護者への緊急連絡手段としては、事前に登録したメールアドレスへ一斉配信のほか、学校のウェブサイトへの情報記載等が有効である。

また、学校からの一方的な情報発信にとどまらず、保護者から学校への連絡を含めた双方向の連絡が可能となるよう、平時から準備しておくことが大切である。

教職員間の緊急連絡については、全庁安否確認サービスによる一斉配信又は緊急連絡網（電話）等を活用するなど、複数の連絡手段を確保しておくものとする。

なお、災害等発生時に連携を図る必要がある関係機関については、機関名、電話番号、担当者名などを一覧にして整理し、「学校危機管理計画」に明記する。

このうち、主要な連絡先については、校長室、職員室及び経営企画室等に掲示し、緊急時に速やかに確認できるようにしておくことが望ましい。

イ 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切な対応を行うためには、正確な情報を速やかに入手し、学校内で共有することが不可欠である。

特に、大規模地震等の災害発生直後の初期段階においては、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に把握する必要がある。このため、停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難といった状況も想定し、停電時にも使用可能であるか、屋外へ持ち出して利用できるかといった点を考慮した上で、複数の通信・情報収集手段及び情報収集先をあらかじめ検討し、「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

ラジオを情報収集手段として準備する場合には、AM放送が受信しにくい場所においても放送を聴取できるよう、ワイドFMに対応した機器を備えておくことが効果的である。また、インターネットを介してスマートフォン等でラジオ放送を聴取することも可能であることから、平時から必要なアプリをインストールしておくことも検討しておく。

なお、災害時における通信手段の確保を目的として、非常用自家発電機等の電源コンセントに接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントが各学校に設置されている。

その保管場所及び使用方法については、日頃から確認しておくことが重要である。

さらに、情報を入手する手段に加え、校内の児童・生徒等及び教職員に情報を伝達するための手段についても検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載しておく必要がある。

あわせて、停電時にも対応可能な校内放送等の整備に努めるとともに、校内放送が使用できない場合を想定し、拡声器やトランシーバー等をいつでも取り出せる場所に備えておくなど、校内放送の代替手段を講じておくものとする。

(5) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携

災害が発生した際に、学校が円滑に対応を進めるためには、平時から家庭との事前の連携を図り、共通認識を形成しておくことが不可欠である。

このため、災害発生時等における学校から家庭への情報伝達方法、学校と家庭との連絡方法、学校における児童・生徒等の安全確保の措置等について、あらかじめ保護者と共有すべき内容を整理し、その伝達方法やタイミング等を含めて、「学校危機管理計画」に明確に定めるものとする。

これらの基本的な事項については、少なくとも毎年度当初において定例的に共有・周知を行うとともに、校外活動時等の特別な状況下における留意事項は、その都度共有することについても、計画に記載しておく必要がある。

特に、児童・生徒等の引渡しを確実に実施するため、その運用方法について保護者に周知徹底することが重要である。

引渡しに当たっては、事前に引取り者として登録された者以外には引渡しを行わないことなど、引渡しに関して保護者と共有すべき事項を整理し、これを学校危機管理計画に明記しておくものとする。

イ 地域・関係機関との連携

児童・生徒等の安全確保のためには、地域及び関係機関等との連携を密にし、平時から危機の未然防止に向けた協力・連携を図ることが重要である。

こうした取組は、学校における安全確保に資するだけでなく、各種活動を通じて地域全体の防災力・防犯力の向上につながり、最終的には安全・安心なまちづくりにも寄与するものである。また、災害が発生した場合においても、地域・関係機関等との連携は不可欠である。

各学校においては、学校の実情を踏まえ、想定される危機事態に応じた協力・連携事項について、地域学校安全委員会、学校保健委員会、学校支援地域本部、学校運営協議会等、学校を中心とした既存の組織を活用し、地域及び関係機関等と協議・調整を行うものとする。

また、「学校危機管理計画」には、連携する関係機関（相手先）を明らかにするとともに、事前・発生時・事後の各段階における協力・連携の内容及び事前協議の方法等について記載し

ておく必要がある。

特に、災害時に避難所等として指定されている学校においては、避難所の開設手順、運営方法及び教職員の関わり方について、事前に十分な協議・調整を行っておくことが極めて重要である。

災害時における教職員の第一義的役割は、児童・生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、避難所の開設・運営は原則として区市町村や地域の自主防災組織が主体となることを前提とする。

しかしながら、大規模災害が発生した場合には、区市町村が直ちに十分な体制を整えることができず、担当者が全ての避難所に配置されない状況も想定される。被災後に早期の学校再開を図るためには、区市町村の防災担当部局や地域住民等の関係者・団体とあらかじめ十分に協議し、災害時における学校側の役割や対応範囲を明確にしておく必要がある。

(6) 関係機関との連絡体制

災害等発生時に連携を図る必要がある関係機関については、機関名、電話番号、担当者名等を一覧に整理し、「学校危機管理計画」に記載するものとする。

このうち、主要な連絡先については、校長室、職員室及び経営企画室等に掲示し、緊急時に速やかに確認できるようにしておくことが重要である。

また、保護者及び家族間における安否確認方法については、災害用伝言ダイヤル等の活用方法をまとめた東京都防災ホームページを参照するよう、平時から保護者に周知しておくものとする。

あわせて、児童・生徒等が親戚宅等、自宅以外の場所へ避難する場合には、保護者が速やかに学校へ連絡することについても、事前に周知しておく必要がある。

■ 東京都防災ホームページ

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/link/1000028/index.html>

ア 災害用伝言ダイヤル（171）「声の伝言板」

災害用伝言ダイヤル（171）は、地震・噴火等の災害発生により被災地への通信が集中し、電話がつながりにくくなった場合に、NTT東日本が提供する音声による安否確認サービスである。

- 利用できる電話：
固定電話、携帯電話、公衆電話、避難所等に設置される特設公衆電話
- 提供開始：
地震等の災害発生時に、被災地の方の安否を気遣う通話が増加し、被災地への通話がつながりにくい状況になった場合にこのサービスが提供される。
- 伝言録音時間：
1 伝言当たり30秒以内
- 伝言保存期間：
災害用伝言ダイヤル（171）の運用期間終了まで
- 伝言蓄積数：
1つの電話番号につき1～20件

イ 災害用伝言板「文字の伝言板」

携帯電話会社各社は、インターネット接続に対応した携帯電話を利用し、文字によるメッセージの登録・閲覧ができる災害用伝言板サービスを提供している。

災害時の安否確認手段として活用が可能である。

ウ 災害用伝言板（web171） 「インターネットの伝言板」

災害用伝言板（web171）は、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、テキスト

トによる安否情報を登録・閲覧できるサービスである。

○ サービス概要：

被災地域（避難所等を含む）の利用者が、電話番号を「キー」として伝言（テキスト）を登録し、全国（海外を含む）から確認することができる。

また、災害用伝言ダイヤル（171）に登録された音声メッセージを確認することも可能である。

○ 提供開始

災害用伝言ダイヤル（171）の提供に準じ、災害発生時に被災地への通話が集中した場合に利用可能となる。

○ 主な仕様

- ・ 伝言蓄積数：最大20件
- ・ 伝言保存期間：最大6か月
- ・ 文字数：1伝言あたり100文字以下
- ・ 保存期間経過又は運用終了時に自動消去

○ 利用方法

- ① <https://www.web171.jp/> へアクセスする。
- ② メッセージの閲覧と登録
メッセージを閲覧又は登録したい電話番号を入力する。
- ③ 画面の指示に従ってメッセージを閲覧・登録する。

(7) 通信・情報収集手段

災害等の発生時に適切な対応を行うためには、正確な情報を速やかに取得し、校内で共有することが重要である。特に、大規模地震等の発災初期においては、迅速な避難行動等につなげるため、災害に関する情報を的確に入手する必要がある。

このため、停電や通信回線の途絶、校庭への二次避難や校外への三次避難といった状況も想定し、停電時にも使用可能であるか、屋外に持ち出して利用できるか等を考慮した上で、複数の通信・情報収集手段と情報収集先をあらかじめ検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

情報収集手段としてラジオを備える場合には、AM放送が受信しにくい場所でも聴取できるよう、ワイドFMに対応した機器を準備しておくことが効果的である。

また、インターネットを通じてスマートフォン等でラジオ放送を聴取できることから、必要なアプリをあらかじめインストールしておくことも有効である。

災害時の通信手段を確保するため、非常用自家発電機等の電源に接続して使用できる可搬型Wi-Fiアクセスポイントが各学校に設置されている。

その保管場所及び使用方法については、平時から確認しておくものとする。

また、情報を入手する手段に加え、校内の児童・生徒等及び教職員に情報を伝達するための手段についても整備しておく必要がある、

停電時にも対応可能な校内放送の運用を想定するとともに、校内放送が使用できない場合に備え、拡声器やトランシーバー等の代替手段をいつでも使用できる場所に備えるなど、必要な措置を講じた上で、「学校危機管理計画」に記載しておくものとする。

(8) 避難計画

児童・生徒等や教職員の安全を確保するためには、災害等の状況等に応じて、適切な避難行動を迅速に行うことが不可欠である。このため、学校においては、様々な事態を想定した上で、あらかじめ避難計画を策定しておく必要がある。

地震、火災、火山災害等は突発的に発生し、避難に時間的余裕がない場合が多く、また、地震に

においては、火災や建物倒壊等の二次災害の発生も想定する必要があるなど、災害には様々な特性がある。

こうした災害の特性を踏まえ、避難計画の検討に当たっては、次に掲げる段階ごとの避難の在り方を整理することが重要である。

- ・一次避難：その場で身を守る行動
- ・二次避難：校庭や校舎の上階等における安全確保
- ・三次避難：校内の避難先に危険が迫った場合の校外等へのさらなる避難

例えば、地震の場合には、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を確保し、頭部を守るなど、災害の現象に応じた適切な行動を取る必要がある。このように、災害の種類ごとに取るべき行動が異なることから、あらかじめ整理しておくことが重要である。

また、校庭や校舎の上階へ移動する二次避難、さらに危険が及ぶ場合に校外へ移動する三次避難については、想定されるリスクに応じた避難場所及び避難経路を設定する。

あわせて、避難方法等についても具体的に想定し、その内容を「学校危機管理計画」に定めておくものとする。

(9) 現状及びリスクの把握（通学路等の安全確認）

学校における災害時等のリスクは、その学校を取り巻く地域の自然的環境及び社会的環境に大きく左右される。このため、学校安全を推進するに当たっては、当該学校及び地域の特性を基礎的な知識として把握しておくことが重要である。

具体的には、学校が立地している地域の地勢・地質等の自然的環境や、人口構成・都市構造・交通環境等の社会的環境について、その概要を整理し、「学校危機管理計画」に記載するとともに、教職員間で共通認識としておく必要がある。これらの情報については、区市町村が策定している「地域防災計画」等にまとめられている内容を参考にするとよい。

また、地域の状況の中でも、特に学校周辺や学区内の状況、学校の立地環境等については、より詳細に整理して把握しておくことが重要である。

例えば、地理院地図等を活用して、学校周辺や通学路の地形的特徴を確認することで、土砂災害や浸水等、地形に起因する災害リスクを具体的に理解することができる。

教職員が地域や学校に関する基本的な情報を自然に身に付けることを期待するのではなく、「学校危機管理計画」の中で整理し、定期的に確認・共有する仕組みを整えることが重要である。

さらに、学校や学区の状況を総合的に把握するため、各校において作成している学校概況等を基礎として、危機事態の発生や対応に関係すると考えられる事項を整理し、「学校危機管理計画」に記載しておくことが望ましい。

(10) 未然防止のための体制

学校安全は、災害等の発生を未然に防ぐための平時の取組が全ての対応の基盤となることから、事前の備えを着実に進めることが重要である。このため、学校においては、平常時から学校の実情に応じた安全な環境整備を行い、未然防止に向けた取組を組織的に進める必要がある。

校長は、学校安全に関する取組のリーダーシップを発揮するとともに、学校安全の中核となる教員の役割を明確化し、教職員全体が日常的に学校安全に取り組むことができる組織づくりを進めるものとする。

あわせて、教職員それぞれの役割分担を、「学校危機管理計画」に明記しておく必要がある。

平常時における安全管理には、危機管理体制の整備をはじめ、学校環境・学校生活及び通学時における安全点検、学校安全計画の作成と推進、各種訓練や教職員研修の実施、さらには保護者、地域及び関係機関との連携など、多岐にわたる取組が含まれる。

これらの日常的な安全管理及び安全教育活動を組織的に推進するため、学校安全委員会等の校内組織体制を整備し、具体的な役割分担を明らかにしておくことが望ましい。

また、こうした取組を実効性のあるものとするためには、教職員一人一人の危機管理意識が不可欠である。

管理職及び学校安全担当者は、職員会議、学年会、校内研修会等、あらゆる機会を活用して、日頃から危機管理意識の維持・向上を図ることとし、その取組についても「学校危機管理計画」に位置付けておくことが重要である。

(11) 対策本部体制の整備

災害等が発生した際には、児童・生徒等の安全確保を最優先とし、全教職員が相互に連携して、役割分担の下で組織的に対応にする必要がある。

その対応内容は、避難誘導や初期消火、安否確認といった直接的な災害対応にとどまらず、多岐にわたる。

具体的には、

- ・災害対応に必要な情報を収集・整理する「情報収集・分析機能」
- ・得られた情報を基に状況判断及び意思決定を行い、必要な指示を出す「指揮統制機能」
- ・関係機関等との連絡調整を行う「連絡調整機能」
- ・報道機関等に対応する「広報渉外機能」

などが想定される。

このため、学校においては、災害等に対応するための組織として、学校災害対策本部を設置することとし、その体制、役割分担及び設置基準等について、あらかじめ「学校危機管理計画」に定めておくものとする。

【学校における防災組織と行動内容】

部 門	平 常 時	発 災 時	
		地 震 時	火 災 時
学校危機管理委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部設置訓練の実施 ●校内外の情報の迅速な処理システムの確立及びその定期的な点検 ●関係機関との情報授受及びその一元的な処理体制の整備 ●指示システムの整備及び点検 ●校内・近隣火災への対応方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●危機管理委員は校長室に参集し、「学校災害対策本部」を設置 ●校内外の状況を迅速に把握する体制の確立 ●関係機関との情報授受及びその一元的な処理 ●指示システムの点検・確認及び迅速かつ正確な伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ●以下を同時並行で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・非常ベル、校内放送による緊急伝達 ・全校避難態勢の指示 ・初期消火活動の指示 ・消防への通報 ※通報はとっさに誰が行ってもよいが、必ずその申告と責任者による確認を行う ●情報の一元的な処理
危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ●地震・火災（校内・近隣）発生時の行動について、時系列シミュレーションに基づく対応計画の策定 ●訓練・事例・各種情報を踏まえた計画の継続的見直し ●連絡班等、各班の総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校災害対策本部の指示の確実かつ迅速な下達 ●情報の迅速な収集と正確性の判断 ●各班間の連絡調整 ●学校危機管理担当者が速やかに参集し、緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全状況の見極めと遅滞のない避難判断 ●初期消火活動の迅速な実施 ●消防への協力指示 ●鎮火後の状況確認及び事後対応 ●学校危機管理担当者が速やかに参集し、緊急連絡と情報収集を実施（休日・夜間等）

【学校災害対策本部の班組織と行動内容】

部 門	平 常 時	発 災 時
		(地震時・火災時)
連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ●発災時における児童・生徒等及び教職員の安否、受傷状況、心理状態等の把握・処置・関係先への連絡等に関する行動マニュアルの作成とその見直し ●救出・救護・情報等関連資機材の 	<ul style="list-style-type: none"> ●校舎内に逃げ遅れた児童・生徒等の有無の確認 ●関係機関及び保護者等との連絡及び情報収集 ●安全確保に関する情報発信の起点として、状況把握及び情報伝達の正確性を確保

	整備 ●救護エリアの設定及び整備	
施設班	●学校施設の安全確保 ※消火器の設置・点検等、日常的な安全性確保 ●学校施設の安全確保に係るマニュアル及び記録簿の作成 ●初期消火活動体制の整備	●初期消火活動の迅速な実施 ●「学校施設・設備等の点検リスト」を持参して校内巡視を行うとともに、飛散・転倒等の応急措置を実施 ●地震後の校舎、関連施設（建造物）の応急危険度判定の要請 ●一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所（以下「避難所等」という。）の開設に当たっての施設の安全確認と危険区域内への立入禁止の設置 ●危険排除及び危険区域の立入規制線設定
食糧班	●飲料水、食糧の備蓄、炊飯用具、燃料等関連資器材の整備・管理 ●給食・給水、救援物資の配布等の実施計画とその見直し ●ろ水器の維持管理	●学校で保護する児童・生徒等への食事の準備 ●避難所支援班の支援（避難所専用の備蓄物資の管理・配給、救援物資の受入れ・整理・管理・配給等） ●避難所等を開設した場合の食糧等の配布
救護班	●セルフケアセット等の医薬品・器具の整備及び点検 ●搬送資器材の整備 ●応急手当技法の習得 ●搬送先医療機関の特定及び連携	●けが人への応急救護（避難所等を開設した場合を含む。） ●迅速な出動体制の確保（連絡班等との連携） ●医療機関の被害程度の確認 ●避難所支援班の支援（医療救護所設置場所の事前確認、トイレ、ごみ集積所等の清掃・衛生管理への支援等）
避難所支援班	●地域の避難施設としての役割・支援内容の確認 ●公的防災機関や防災市民組織との連携 ●帰宅困難者対応への備え（備蓄物資の点検等） ●自家発電機の維持管理	●施設班・地域緊急連絡員と連携し、避難場所の安全確認が取れるまで避難住民等を校庭へ誘導し、待機させる。 ●安全確認後、避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導 ●学校施設管理上の制限区域（立入禁止区域）の設定 ●公的防災機関・防災市民組織との連絡調整（秩序維持、衛生保持、施設保全等の側面） ●一時滞在施設の開設（特設公衆電話の設置及び避難住民や帰宅困難者への案内等） ●災害情報・交通機関運行情報の収集・提供 ●災害時帰宅支援ステーションの開設（災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置等）

※ 各班には責任者及びその代理者をあらかじめ定めておくものとする。

また、担当班の所掌事務が終了した場合には、他の班の応援に当たるものとする。

【職務分担の例（連絡班の場合）】

●連絡班

責任者氏名（ ）

※連絡班の業務全体を統括し、本部長・学校災害対策本部・区市町村への報告を行う。

1 情報の収集

担当者氏名（ ）

- ・被害の状況
 - ・交通機関の運行状況
 - ・電気・ガス・水道等のライフラインの状況
- 等に関する情報を収集する。

2 情報の提供

担当者氏名（ ）

- ・地震災害情報（被災地域等）
 - ・被害の状況
 - ・交通機関の運行状況
 - ・ライフラインの状況
- 等に関する情報を提供する。

(12) 校外活動や校内行事に際しての対策

校外活動においては、未然防止対策や訓練が日常的に行われている校内での学習活動とは異なり、慣れない土地や状況、環境において児童・生徒等の安全を確保する必要がある。このため、校外活動先における危機管理については、特に入念な事前準備を行うことが重要である。

校外活動計画等を作成に当たっては、活動先の地域特性や想定されるリスクについて事前に十分な調査を行うとともに、万が一現地で被災した場合を想定した下見の実施や、児童・生徒等に対して地域リスクや被害想定、緊急時の行動に関する事前の教育指導を徹底すること等について、「学校危機管理計画」に記載し、確実に実施できるようにするものとする。

特に、修学旅行や移動教室等においては、班別・クラス別行動中や宿泊中など、様々な活動場面が想定されることから、事前検討の際には、活動場面と想定されるリスクとの組合せを考慮した対応整理を行うことが重要である。

あわせて、訪問先等の関係者との事前調整、引率教職員と学校との連絡方法、災害等発生時における避難場所及び避難所方法に関する事前検討、危機管理のために校外活動時に携行すべき物品、活動開始時に確認すべき事項等についても、「学校危機管理計画」に定めておく必要がある。

また、入学式、卒業式、運動会、学校公開等の校内行事においては、保護者や来賓等、多数の来訪者が見込まれる。災害が発生した場合には、児童・生徒等及び教職員のみならず、来訪者の安全確保についても対応する必要がある。こうした通常と異なる状況下における対応については、あらかじめ検討した上で、「学校危機管理計画」に記載し、教職員間の共通認識としていくことが重要である。

なお、多数の来訪者に係る危機管理をすべての教職員のみで対応することは容易ではない。このため、必要に応じて、保護者や地域ボランティア等の協力を得ることができるよう、事前に協議を行い、その内容を「学校危機管理計画」に明記しておくことが望ましい。

(13) 児童・生徒等の帰宅方法・保護体制

災害発生後において、児童・生徒等の登下校時の安全を確保するためには、集団下校を行うか、保護者への引渡しを行うか、又は学校で待機させるかについて、児童・生徒等の安全を最優先として判断する必要がある。

このため、「学校危機管理計画」には、地域の様子や被害状況、交通機関の運行状況、今後の見通し等に関する情報を収集することや、そのための複数の情報収集手段を記載するとともに、帰宅方法の判断基準及び判断者についても定めておくものとする。

東日本大震災では、児童・生徒等を集団下校又は単独下校させた学校において、保護者が帰宅困難となり、児童・生徒等が自宅において長時間一人で過ごす事例が発生した。

この教訓を踏まえ、地震発生後、学校所在地の震度が小さい場合であっても、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、学校において安全を確保することを原則とする。

ただし、保護者と連絡が取れている場合において、学校種別、通学路の安全確認等を総合的に勘案し、帰宅が可能であると判断できる場合に限り、帰宅させることができるものとする。

平成25年4月には、東京都帰宅困難者対策条例が施行され、震災時の一斉帰宅を抑制する取組が進められている。これにより、保護者が企業等に概ね3日間留め置かれる場合には、児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、校内で保護する必要があるが生じる。

なお、都立学校においては、帰宅困難となった児童・生徒等及び教職員用として、全児童・生徒等及び教職員の3日分の食糧・飲料水及び毛布を備蓄しており、一斉帰宅抑制に伴い児童・生徒等を保護する場合には、これらを活用する。

校長は、保護者の一斉帰宅抑制時における児童・生徒等の校内保護を原則とする考え方について、平時から保護者に周知しておくものとする。

あわせて、電話連絡網、緊急メール、学校ホームページ等に加え、災害時に回線がつながりにくい状況も想定し、災害用伝言ダイヤルやX（旧Twitter）等の各種媒体を活用した安否確認手段を複数確保し、学校と保護者との連絡手段についても、あらかじめ周知徹底しておく必要がある。

なお、児童・生徒等の保護者へ引渡す際には、保護者から事前に届けられた緊急連絡用（引渡し）カード等を利用し、児童・生徒等の安全確保に万全を期すものとする。

(14) 安全教育及び避難訓練等

ア 安全教育

安全教育については、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、年間を通じて指導すべき内容を体系的に整理し、学校安全計画に位置付けることが求められる。

「学校危機管理計画」及びその他の学校安全に係る諸計画では、学校が目指す安全教育の目標や、学校安全計画の位置付けを明確にするとともに、災害安全などの各領域における教育内容などを整理して記載するものとする。

イ 避難訓練

災害は、授業中に限らず、休憩時間中や清掃中、登下校中等、様々な時間帯や場面で発生する可能性がある。

また、授業中であっても、普段使用している机や椅子のある教室だけでなく、特別教室、体育館、校庭等にいる場合など、状況に応じて異なる対応が求められる。

このため、児童・生徒等及び教職員が、こうした多様な状況下においても適切に身の安全を確保できるよう、災害の種類や発生状況を想定した避難訓練を計画的に実施することが必要である。

なお、避難訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識や行動等を身に付けるための「教育的側面」と、学校として組織的に児童・生徒等の安全を確保するための態勢や手順を確認する「管理的」という2つの側面を併せ持つものであることに留意する必要がある。

※避難訓練の具体的な実施方法や内容は、「第2 教育・研修・訓練」を参照すること。

(15) 緊急時持ち出し品・文書等の整理

火災の延焼や津波、高潮等により、学校外へ避難する必要がある場合に備え、非常持出品の内容、搬出担当者、搬出方法及び搬出先について、あらかじめ計画を定めておく必要がある。

災害発生直後に必要となる、教職員及び児童・生徒等の名簿（緊急連絡先を含む）、引渡しカードや救急用品等については、緊急時持ち出し品として管理するものとする。

なお、これらの持ち出し品は、必要最小限のものに限定し、速やかに持ち出せるよう、あらかじめパッケージ化しておくことが重要である。

名簿等の個人情報を含む資料は、児童・生徒等のプライバシーに関わる重要な情報であることから、平時及び災害時を通じて、取扱いには十分留意し、厳重に管理しなければならない。

緊急時持ち出し品については、保管場所及び持ち出し担当者をあらかじめ定めるとともに、担当者が不在の場合の代理者についても必ず指定し、その内容を学校危機管理計画に記載しておくものとする。

また、持ち出せる物量には限りがあることから、非常持出品の優先順位を定め、ランク分けを行うとともに、ラベル貼付等により識別できるようにしておくことが望ましい。

なお、災害の状況によっては、持ち出しによる散逸を防止する観点から、耐火金庫等を活用し、校内で保管することも想定しておく必要がある。

加えて、備蓄品等の物資については、「第3 事前の準備」「1 物資の備蓄」に詳述しているため、これを参照すること。

(災害用品等の点検リストの例)

本点検リストは、緊急時持ち出し品及び災害対応に必要な用品等について、平時から定期的に点検・確認を行うための参考例である。

係名	必要な物(例示)	保管場所
学級担任	・出席簿 ・緊急連絡用(引渡し)カード ・ホイッスル ・メガホン(ハンドマイク) ・学級旗 ・手袋 ・筆記用具 ・懐中電灯 等	
連絡班	・トランシーバー ・ハンドマイク ・携帯型ラジオ ・乾電池 ・携帯テレビ ・防災行政無線 ・災害時用公衆電話 ・可搬型Wi-Fi 等	
施設班	・ヘルメット ・保護手袋 ・マスク ・学校施設・設備等点検リスト ・マスターキー ・危険箇所・点検済表示用具 (マジック、ガムテープ、用紙、緊急災害用標識テープ) ・設備機器等応急工具類 ・校内地図 ・マンホールトイレ用の便器 ・テント等の備品 ・消火器 ・防犯カメラ ・ろうそく ・電池式ランタン ・簡易トイレ ・携帯トイレ ・衛生用品 ・毛布、寝具 ・防寒・避暑用品 等	
食糧班	・飲料水・食糧等の備蓄 ・炊飯用具 ・燃料等関連資器材 ・ろ水器 等	
救護班	・セルフケアセット ・応急手当薬品類 ・湿布薬等 ・洗浄用水 ・毛布 ・AED ・担架 等	
避難所支援班	・利用者への案内チラシ ・近隣マップ ・案内板 ・管理区域への立入禁止の設定 ・避難者名簿用紙 ・筆記具 ・毛布 ・非常用発電機 等	
経営企画室	・公印 ・通帳(印鑑) ・耐火金庫等の鍵 ・重要書類等の非常持出用ザック 等	

※ 一時滞在施設・帰宅支援ステーション・避難所を開設した場合には、それぞれ連絡班から救護班までの役割を担当する。

(16) 火災予防対策及び点検

ア 火災予防対策

火災予防については、消防法第8条第1項に基づき、多くの学校において「消防計画」が定められている。

消防計画には、学校における火災予防及び火災時対応の基本となる事項が規定されており、学校において火災予防を図る上で重要な役割を果たしている。

学校において、火災予防のため消防計画に定めておくべき主な事項としては、例えば、次のようなものが挙げられる。

- ・ 予防管理組織(防火管理者、火元責任者 等)
- ・ 建物等の自主検査の実施
- ・ 教職員等が遵守すべき事項(火気管理、放火防止、避難施設等の維持管理)

- ・消防用設備等に係る法定点検の実施
- ・火災等の災害に対する自衛消防訓練の実施
- ・消防機関への連絡体制等

これらの事項について、「学校危機管理計画」とは別に消防計画を策定し、当該計画において規定している場合、「学校危機管理計画」においては、消防計画を参照する形とする。

一方、消防計画の内容を「学校危機管理計画」に一体的に位置付けている場合には、「学校危機管理計画」の中に、火災予防対策及び火災時対応に関する具体的な内容を明記するものとする。

イ 点検

学校環境の安全を確保し、火災等の危機事態の発生を未然に防止するためには、学校内外の施設・設備について、継続的かつ計画的に点検を実施し、潜在的な危険箇所を把握することが重要である。

このため、「学校危機管理計画」には、安全点検の実施方法や体制等について定めておく必要がある。

学校によっては、「学校危機管理計画」とは別に、安全点検計画を定めている場合もあるが、その場合には、当該計画を「学校危機管理計画」の中に明確に位置付け、相互に関連付けて活用するものとする。

学校施設・設備等の日常的な点検に当たっては、避難経路となる階段や踊り場、非常口付近をはじめ、防火シャッターや防火扉の周辺に物品が放置されていないかなどについて、平時から確認を行い、施設の保安状況を把握しておくことが重要である。

また、発災時において速やかに点検や応急対応を行うことができるよう、止水弁、ガス緊急遮断弁、消火器及び消火栓等の配置図（次ページ参照）をあらかじめ作成し、職員室等に保管するとともに、容易に確認・活用できる場所に掲示しておくものとする。

あわせて、ライフラインに被害が発生した場合に備え、「災害時緊急連絡先一覧表」を作成し、職員室や経営企画室等に掲示しておくことが望ましい。

なお、点検及び事前準備の詳細については、「第3 事前の準備」を参照すること。

(学校施設・設備等の点検リスト(抄))

I 倒壊危険物の点検			
1 門・囲障(防球網・パンザマストを含む)・擁壁の倒壊、崩壊防止点検			
1-① 門の点検(鉄筋コンクリート構造)			
ア	亀裂の有無	有	無
イ	傾き具合の有無	有	無
ウ	ぐらつきの有無	有	無

(災害時緊急連絡先一覧の例)

	連絡先名	T E L	F A X
ガ ス	△△ガス〇〇営業所		
L P ガス	A販売会社		
	代用 B緊急点検会社		
電 気	(財) 関東電気保安協会		
	東京電力△△営業所		
	C会社		
水 道	水道局◇◇営業所		
	D水道工事会社		
エレベータ			
施設維持管理 業務委託			

2 教育活動の継続

災害等の発生後、学校は、教育活動の継続について検討・決定し、学校機能の早期回復を図ることが求められる。

そのためには、まず、児童・生徒等及び教職員の被災状況や学校の施設・設備等の被害状況、通学路及び通学手段の状況等を的確に把握する必要がある。

これらの状況を踏まえ、学校は、教育活動を段階的に再開・継続するための応急教育計画を作成するものとする。

「学校危機管理計画」には、被害状況等を把握した上で実施すべき応急措置の内容に加え、応急教育計画を作成する際に検討すべき事項として、教育の場の確保、教育課程等の再編成、授業形態の工夫等について、具体的に記載しておく必要がある。

応急教育を検討する上では、一人1台端末等を活用したオンライン学習の実施など、近年の学校ICT環境の進展も踏まえた柔軟な対応を検討することが有効である。

また、災害により被災した児童・生徒等に対し、教科書や学用品、就学機会の確保を支援することも、学校の果たすべき重要な役割である。

支援の要否について把握し、必要な支援につなげるため、実施すべき事項や手続等について、「学校危機管理計画」にあらかじめ記載しておくものとする。

さらに、災害等により避難、転居又は転出を余儀なくされる児童・生徒等に対する配慮事項についても、事前に検討し、「学校危機管理計画」に位置付けるとともに、教職員間の共通認識としておくことが望ましい。

【応急教育計画に記載すべき主な視点】

応急教育計画の作成に当たっては、次に掲げる視点等から検討し、必要な事項を整理して記載するものとする。

①臨時休業等の措置

- ・臨時休業の判断基準
- ・保護者への連絡手段（予備連絡手段の確保）

②学校の被害状況等を想定した対応

- ・児童・生徒等、教職員の被害状況の調査・把握
- ・校舎等の施設・設備等の被害状況の把握と必要な応急措置
- ・通学路及び通学手段の被害状況の把握と必要な安全確保措置
- ・臨時登校を実施する場合の判断方法、留意点等

③応急教育に係る計画の作成

- ・教育の場の確保に関する方策
- ・教育課程等の再編成等に関する対応
- ・避難所運営との調整に関する考え方
- ・教育活動再開時期の決定方法及び連絡方法

④被災した児童・生徒等への支援

- ・教科書及び学用品等の確保
- ・就学の機会の確保に向けた対応
- ・災害により避難、移動又は転出を余儀なくされた児童・生徒等への配慮及び対応

⑤教育活動の工夫及び継続

- ・平常時と同様な教育活動が困難な場合においても、オンライン学習を取り入れるなど、可能な範囲で教育活動の維持・推進を図ること。
- ・登校可能な児童・生徒等の人数や状況に応じた応急教育の実施
- ・地域の実情を踏まえ、当該学年に応じた適切な応急教育の実施
- ・授業再開等に関する保護者等への連絡

3 避難所の支援に関する運営計画の作成

避難所の設置主体は区市町村であり、その管理運営は区市町村が行うこととなっている。

一方、避難所に指定されている都立学校においては、教職員が避難所の開設及び運営に対し、協力・支援することとなっている。

特に、発災直後においては児童・生徒等の安全確保を図りながら、教職員が中心的な役割を担うことが期待されていることから、区市町村から避難所指定を受けている学校については、「学校危機管理計画」の中に、避難所の支援に関する運営計画をあらかじめ作成しておくものとする。

当該計画には、発災直後における学校側の初動対応、教職員の関わり方等について整理しておく必要がある。

なお、東京都の状況を踏まえると、避難所に指定されていない学校であっても、発災後に区市町村から避難所開設の要請を受ける可能性があることから、避難所に指定されている学校と同様の観点で、事前に検討を行う必要がある。

また、休日や夜間等、学校に教職員が不在の時間帯に発災した場合を想定し、あらかじめ各区市町村の防災所管課及び地域住民と協議を行い、教職員不在時の避難所開設及び運営について整備しておく必要がある。

あわせて、休日等における発災時にも学校施設の解錠が速やかに行えるよう、鍵の管理方法や解錠手順について、区市町村と事前に取り決めを行う必要があるものとする。

これらの取決めに当たっては、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

(1) 避難所支援体制の整備

ア 避難所指定と学校施設利用計画の作成

校長は、区市町村から避難所指定について要請を受けた場合には、原則としてこれを承認するものとする。

なお、承認に当たっては、学校施設利用計画を作成し、東京都教育委員会（教育庁都立学校教育部）に協議するものとする。

また、既に避難所に指定されている学校において、避難所利用スペースの変更等により、改めて避難所利用に関する協定書を締結する場合についても、同様に協議を行う必要がある。

校長は、次に掲げる区分を踏まえ、学校施設利用計画を作成するものとする。

- ①児童・生徒等の安全確保のスペース
- ②教育機能・管理機能のスペース
- ③高齢者、障害者、病弱者、外国人及び乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）、女性並びにペット飼養者に割当てるスペース
- ④感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース
- ⑤一般避難者の避難所スペース
- ⑥一時滞在施設としてのスペース

計画の作成に当たっては、女性の避難者や外国人への対応として、女性による女性用備蓄品の配布、施設状況を踏まえた授乳室の設置、外国語に堪能な教職員の配置、外国語による施設案内表示等についても検討するものとする。

また、校庭については、発災後、物資輸送等の物流拠点として利用されることが想定されることから、原則として自動車の乗り入れを禁止する。

校庭は、発災当初における重要な避難スペースであることを踏まえ、災害時の混乱を避けるため、児童・生徒等の避難スペース、災害時要援護者の避難スペース、地域住民の避難スペースをあらかじめ区分して定めておくものとする。

災害時に学校が避難所となった場合には、校長は区市町村に対して地域住民への周知を依頼す

るものとする。

イ 避難所の管理運営の移行

校長は、防災訓練等を通して区市町村と平時から連携を図るとともに、区市町村が当該学校に避難する避難者用（以下「避難所専用」という。）のために備蓄している物資がある場合は、その管理方法や配布方法について、あらかじめ区市町村と協議しておくものとする。

なお、教職員の避難所運営への協力・支援については、教育活動の再開及びそのため準備が学校本来の役割であることを踏まえ、原則として、おおむね発災後1週間程度を目途とする。

このため、発災直後から教職員が担ってきた避難所運営に関する業務があれば、それ以前から区市町村の防災担当部局職員や避難者自治組織等へ、段階的に移行させることが望ましい。

ウ 防災市民組織等との連携

校長は、防災訓練等を通じて、防災市民組織等との平時からの連携を図るとともに、発災後における避難所運営について、役割分担及び協力体制をあらかじめ整理し、円滑に対応できる体制の整備に努めるものとする。

エ 学校が避難所となった場合の業務

校長は、学校災害対策本部の体制を整備するに当たり、避難所支援担当についてもあらかじめ定めるものとする。

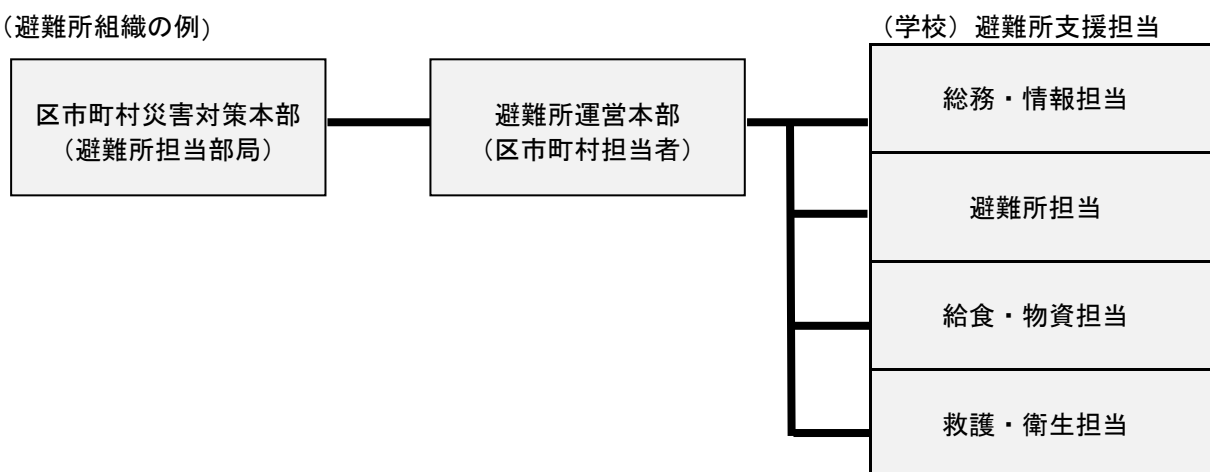
避難所支援担当は、災害発生当初における避難所の開設及び管理運営の支援に従事するとともに、避難者による自治組織づくりへの支援等を行う。

なお、校長は、災害時における教職員の参集状況や人員確保の困難性を考慮し、当日の出勤状況に応じた柔軟な体制とするものとする。このため、避難所支援担当者については、当日の状況を踏まえ、各班（「1 学校危機管理計画の作成（11）対策本部体制の整備」参照）に属する教職員の中から指名するものとする。

指名に当たっては、女性や災害時要援護者への配慮が適切に行えるよう留意するものとする。

また、災害時において、所属先に参集できなかった教職員を受け入れた場合には、校長は当日の出勤状況等を踏まえ、避難所運営に協力するよう指示することができるものとする。

(避難所組織の例)



(避難所支援担当の事務分掌の例)

担当係	業務	業務内容 (例示)	担当者
総務・情報担当 (連絡班・避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営支援の調整に関すること。 情報の収集、提供に関すること。 災害対策本部等との連絡調整に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所運営本部設置場所の決定 情報の収集、整理、確認、提供 避難所内の情報提供場所の設置 避難者名簿の整理、管理 外国語案内板の作成 区市町村災害対策本部 (避難所担当部局) との連絡調整 避難所運営会議への支援 本庁との連絡調整 (非常時緊急連絡システムの活用) 	
避難所担当 (避難所支援班)	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の生活への支援に関すること。 防災市民組織、ボランティア等との連携に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に使用するスペース・立入禁止区域の指定 避難者の誘導 避難所生活ルールの策定 防災市民組織、ボランティア等との連携 	
給食・物資担当 (食糧班)	<ul style="list-style-type: none"> 生活物資の管理・配給等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所専用の備蓄物資の管理、配給 救援物資の受入れ、整理、管理、配給 飲料水の配給、確保 炊き出しへの支援 	
救護・衛生担当 (救護班)	<ul style="list-style-type: none"> 救護に関すること。 医療救護所への協力に関すること。 清掃・衛生管理への支援に関すること。 感染症に対する医師、薬剤の管理等に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療救護所設置場所の事前確認 医療救護所への協力 (医療救護所が設置されない場合又は設置されるまでの間は、負傷者への応急手当の実施) 仮設トイレの確保、設置 トイレ、ごみ集積場等の清掃・衛生管理への支援 	

(2) 早朝・夜間・休日等に発災した場合に学校を避難所として開設する手順

早朝・夜間又は休日等に災害が発生した場合には、校長をはじめとする多くの教職員や区市町村職員が、直ちに学校へ参集できない状況が想定される。このため、校長不在の状態や、限られた人数で避難所の開設及び初動対応に当たらなければならない場合が生じ得る。

こうした事態に備え、学校においては、区市町村の防災主管部局及び防災市民組織等と、平時か

ら連携・協力体制を構築しておくことが必要である。

ア 鍵の保管について

校長は、避難所を円滑に開設できるよう、平時から区市町村の防災担当部局と協議を行うものとする。

特に、休日や夜間等に災害が発生した場合においても、学校施設の解錠が速やかに行えるよう、鍵の管理方法及び解錠手順について、区市町村とあらかじめ取り決めを行っておく必要がある。

区市町村と施設の解錠に関する協議を行う際には、令和2年9月2日付2教総総第1155号「避難所等の協定締結内容等の確認について」を参考とすること。（別添資料3-10）

イ 校庭で待機することの周知

発災直後においては、二次災害を防止するため、教職員等（応急危険度判定員）又は区市町村職員等による校舎等の安全確認が完了するまでの間、避難してきた住民等を校庭で待機させるものとする。

区市町村及び校長は、この対応について、平時から地域住民等に対し十分に周知しておく必要がある。

これは、避難してきた住民等を建物倒壊等による二次災害から確実に守ることを目的とするものであり、厳冬期等であっても同様の対応を基本とする。

(3) 避難所に必要な物資の確認

避難所となる学校においては、多数の避難者を受け入れることを想定し、避難所運営に必要なものを確保することが望まれる。

避難所用の物資が校内に備蓄してある場合には、区市町村の防災担当部局と連携し、備蓄品を確認するものとする。

なお、避難所用の物資が区市町村の備蓄倉庫等に保管されている場合には、災害時における配送方法や配給計画及びその手順について、事前に確認しておく必要がある。

(4) 避難者名簿用紙の保管

避難所となる学校では、避難者の安否確認のための問合せが殺到するため、区市町村所定の避難者名簿用紙を保管する。

4 災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画の作成

(1) 運営計画の作成

島しょを除く都立学校は、災害時帰宅支援ステーションとして指定されており、さらに、東京都帰宅困難者対策条例の施行に伴い、島しょを除く一部の都立高校は一時滞在施設として指定されている。

これらの指定を受けている学校においては、それぞれの機能に応じた保護スペースを確保するとともに、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の運営計画をあらかじめ作成しておくものとする。

なお、都立特別支援学校については、大震災時において、区市町村からの要請に基づき、福祉避難所として利用される場合がある。

福祉避難所の設置・運営主体は区市町村であるが、福祉避難所となる学校は、福祉避難所の開設及び運営について、区市町村の防災部局や防災市民組織、ボランティア等との連携を図りながら、必要な範囲で協力・支援を行う立場にある。

(2) 運営体制の整備

災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設の円滑な開設及び利用案内を行うため、あらかじめ開設を周知するための掲示板や収容人員の超過等により受入れが困難となった場合にその旨を周知するための掲示板を作成し、その保管場所を確認しておくものとする。

なお、受入れが困難な場合に備え、近隣の学校名や所在地等を併せて掲示できるよう準備しておくことが望ましい。

また、各都立学校に配備されているLED矢印版については、使用方法、保管場所及び設置場所等を平時から確認しておく必要がある。

さらに、学校を中心として、近隣の一時滞在施設や駅等を記載した周辺マップを用意し、災害時に帰宅困難者等へ配布できるよう、あらかじめ準備しておくものとする。

このほか、災害時帰宅支援ステーション及び一時滞在施設における施設利用上の留意事項等については、「3 避難所支援に関する運営計画の作成」に準じて備えるものとする。

ア 教職員・関係者等への周知徹底

「学校危機管理計画」の内容については、あらかじめ教職員（臨時的任用の教職員及び非常勤の教職員を含む。）等に対し、周知徹底を図ることが不可欠である。

特に、発災直後における緊急対応手順については、「学校危機管理計画」を確認する余裕がない状況も想定されることから、計画に頼らずとも適切に行動できるよう、十分に習熟しておく必要がある。

このため、毎年度当初において、人事異動等により新たに赴任した教職員を含め、全教職員が「学校危機管理計画」の内容及び役割を理解するための研修機会を設けるなど、学校の実情に応じた具体的な方策を定め、実践するものとする。

また、児童・生徒等、保護者、地域住民及び関係機関などにも、「学校危機管理計画」に定める事項のうち、特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。

周知の対象者により、必要な情報は異なることから、「学校危機管理計画」には、対象者別に周知すべき内容、周知方法及び周知のタイミング等を具体的に定めておくものとする。

その際、防犯上の観点から、防犯対策に関する情報については、学外の関係者への開示範囲を限定することにも十分留意する必要がある。

イ 学校危機管理計画の保管方法

災害等発生時の対応手順を記載している「学校危機管理計画」は、いざというときに確実に活用できるよう、保管方法及び保管場所について配慮しておく必要がある。

特に、大規模地震等の発生時には停電が想定されることから、パソコン内の電子データのみでなく、必ず冊子として出力したのものも保管する。

また、避難の際に持ち出すことを想定し、あらかじめ緊急時持ち出し品に含めるなど、学校の実情に応じた保管方法を検討し、その内容を「学校危機管理計画」に記載し、確実に実践しておくものとする。

ウ 学校危機管理計画の評価・見直しと改善

「学校危機管理計画」は、一度策定すれば終わりとするものではなく、新たな知見や情報、社会情勢等の変化を踏まえ、継続的に見直し・改訂していくことが重要である。見直し・改善の視点としては、人事異動に伴う役割分担の変更や、避難訓練等を通じて明らかになった課題への対応などが挙げられる。

「学校危機管理計画」の見直しを確実に実行するため、計画には見直し・改善を行う旨を明記するとともに、その時期及び手順について、具体的に記載しておくものとする。

また、「学校危機管理計画」が最新版であることを明確にするため、同計画の表紙には必ず改訂時期を記載しておくものとする。

第2 教育・研修・訓練

1 児童・生徒等の防災教育

(1) 防災教育の意義

防災教育は、単に生命を守るための技術や知識を身につける教育として捉えるのではなく、どのような児童・生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通じた教育」と広く捉えることが重要である。

防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守る力を育む効果に加え、児童・生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果が期待される。

また、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて、大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。

自然災害に関する教育を行う際には、被害や危険性だけでなく、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童・生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深められるよう、配慮することが必要である。

さらに、地域の防災リーダー等の資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座等を教育資源として活用することも重要である。消防署と学校の連携にとどまらず、地域に密着して「共助」の役割を担っている消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と、学校における防災教育を関連付けることや、防災・減災に専門性を持つ大学・NPO等が、学校の避難訓練をはじめとする防災教育に参画するなど、地域の実情に応じた防災教育を進めることが望ましい。

(2) 防災教育の内容

防災教育は、児童・生徒等の発達段階や地域の特性・実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。

東京都教育委員会では、防災教育も含めた安全教育の教員向け指導資料「安全教育プログラム」を作成・配信している。

一般に防災教育の内容は、次のとおりである。

様々な災害発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な判断ができ、行動がとれるようにする。

- ①火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ②地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥避難場所の役割についての理解
- ⑦災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨災害時における心のケア
- ⑩災害弱者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫消防署など関係機関の働き

(3) 発達の段階に応じた安全指導のねらい

ア 幼稚園

安全な生活に必要な習慣や態度を身につけることができるようにする。災害時等においては、

教職員や保護者の指示に従い行動できるようにするとともに、危険な状態に気付いた場合には、教職員や保護者など身近な大人に伝えることができるようにする。

イ 小学校

安全に行動することの大切さや、「災害安全」に関する様々な危険要因、事故防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断して、進んで安全な行動ができるようにする。自分だけでなく、周囲の人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

ウ 中学校

地域の安全上の課題を踏まえ、災害発生メカニズムの基礎や各地の災害事例、日常の備えや災害時の助け合いの大切さについて理解を深める。これにより、日常生活における危険を予測し、自他の安全のために主体的に行動できるようにするとともに、地域の安全にも貢献できるようにする。また、心肺蘇生等の応急手当ができるようにする。

エ 高等学校

地震や火災発生時に予想される状況について理解を深め、日常生活において危険を予測し回避する能力を育成する。災害発生時には、自分の命を守るとともに、身近な人を助け、さらに避難所運営の補助等に関わる行動がとれる能力を身に付けさせる。特に、地域と連携した防災訓練や避難所設営・運営訓練等を通じて、学校全体で防災に関する社会貢献意識を高めるとともに、初期消火法等の技術の習得や上級救命資格の取得など、防災に関する実践力を培う。

オ 特別支援学校

特別支援学校における安全指導は、基本的には幼稚園、小学校、中学校、高等学校における考え方と同様であるが、児童・生徒等の障害の種別、程度及び発達の段階に応じて、具体的かつ個別的な指導を積み重ねる必要がある。

スクールバスで通学している児童・生徒等も多数いることから、スクールバス事業者との緊急時の対応等について、平常時に十分に確認しておく必要がある。また、一人通学を行っている児童・生徒等については、保護者等と事前に安全指導等の内容を共有した上で、通学時に発災した場合には、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや区市町村が作成する「ヘルプカード」を活用して周囲の人に助けを求めたりできるように、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫を行うことが重要である。

(4) 防災ノート ～災害と安全～

防災ノートは、地震や火災、大雨などの災害に備えて、日ごろからとるべき行動や、災害が起こった時にその場でとるべき行動である防災アクション（行動）を起こすための学習教材である。

本教材は小学生・中学生・高校生向けに作成されており、自分の置かれた状況を的確に判断し、率先して自他の身の安全を図るための具体的な防災対策や行動方法が記載されており、災害時に役立つ情報を提供している。

【主な内容】

- ・災害の特徴から考えよう：火災、地震、大雨・台風、火山、竜巻・大雪、その他
- ・備えよう：日頃の備え、避難所、応急手当等
- ・学びを深めよう：これまでの災害に学ぶ、わが家の防災アクション等

(5) 地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練（都立高等学校）

令和3年度から、全ての全日制課程の都立高等学校及び中等教育学校の後期課程並びに一部の定

時制課程の都立高等学校において、地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練を実施し、体験的・実践的な訓練を通して、自然災害から身を守り、被災しても乗り切る能力や他者や地域の安全を支える能力を身に付けさせている。

また、都立特別支援学校においては、平成29年度から毎年度実施してきた一泊二日宿泊防災訓練による成果を踏まえ、災害時においても落ち着いて安全な生活を送ることができるよう、地域と連携した防災訓練等を実施している。

(6) 防災教育を進める上での留意点

ア 学校安全計画（年間指導計画）の作成

各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。その際、学校安全計画や「安全教育プログラム」を参考とすること。

なお、作成にあたっては、「防災ノート ～災害と安全～」及び「東京マイ・タイムライン」の活用についても明記すること。

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関や防災市民組織等との連携を図る。

ウ 特別支援学校

特別支援学校においては、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うことを踏まえ、学校段階における学習内容を参考に、児童・生徒等一人ひとりの障害の状況や程度等に応じた適切な指導を行う。

また、非常時の対応については、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒等が被災時にとるべき行動を確認できるよう、平時から工夫しておくことも大切である。

エ 東京消防庁の防災館の活用

東京消防庁では防災館を都内3箇所に設置している。団体での利用も可能なので活用したい。

池袋防災館	豊島区西池袋二丁目37番8号	TEL 03-3590-6565
	池袋駅下車徒歩5分	
本所防災館	墨田区横川四丁目6番6号	TEL 03-3621-0119
	錦糸町駅又は押上駅下車徒歩10分	
立川防災館	立川市泉町1156番1号	TEL 042-521-1119
	立川駅北口1番バス乗り場から立川バス「立川消防署前」下車	

オ ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやる心や、社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けることが重要である。

特に中学校及び高等学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当等の災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校時における避難者への物品配布の補助や清掃活動等、地域においては避難移動中の支援活動や避難場所での運営補助等が考えられる。

これらの取組を円滑に進めるため、日頃から、非常時において児童・生徒等が地域で担うことのできる役割について周知するなど、消防署、警察署、区市町村の防災担当部局及び地域の防災

市民組織と緊密な連携を図る必要がある。

(7) 防災教育改善のための評価

学校安全計画の全体計画及び年間指導計画に基づく実践について、共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価を行い、課題が認められた避難訓練については、年度内に再度同じ設定で実施するなど、計画に柔軟性をもたせて改善を図ることが必要である。

2 学校教職員の危機管理研修

教職員が災害発生時において児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるためには、状況に応じた的確な判断力と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められる。そのため、教職員が一致協力し、迅速かつ適切な行動が取れる体制を整えることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識や使命感、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処置能力等の向上を図るため、危機管理に関する研修を充実させるものとする。

(1) 校内研修の実施

校長は、学校安全計画の校内研修計画の中に、危機管理に関する研修主題を位置付け、計画的に実施するものとする。

研修主題としては、学校の危機管理組織、教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動、学校が避難所となることを想定した実地訓練、一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設訓練、中学生や高校生のボランティア活動への参加、地域の防災市民組織との連携等が考えられる。

特に、教職員の役割については、災害発生時において、どこに参集し、何をを行うのかといった具体的な対応を、出退勤途中、夜間及び休日等の状況別に整理し、その際の留意事項を確認する研修を実施しておく必要がある。

(2) 教育委員会等が実施する研修・講習会

安全教育に関する担当者等は、危機管理に関する研修や講習会等に参加し、継続的に研さんに努めるものとする。以下に、都における具体的な研修・講習会の例を示す。

ア 学校安全教室指導者講習会

指導部指導企画課では、全公立学校を対象として、安全教育の指導者を養成する講習会を実施している。

イ 東京都教職員研修センターでは、学校教育相談の研修会の中で、災害時等における心のケアについて扱うことがある。

ウ 応急処置の技能を習得する研修

都立学校教育部学校健康推進課では、教職員を対象に、AEDを使用した心肺蘇生法等に関する講習を実施している。これらの研修は、児童・生徒等の教育活動中の応急処置にとどまらず、災害発生時における避難者の救護対応能力の向上にも資するものである。

エ 都庁各局においては、職員等を対象に、危機管理に関するシンポジウムやパネルディスカッション等を開催することがある。

3 避難訓練と防災訓練

東京都教育委員会は、平成24年11月の「東京都地域防災計画」の修正を踏まえ、各学校において防災教育推進委員会を活用するとともに、想定場面の見直しや、実践的な訓練となるよう避難訓練等を改善を図り、防災教育の一層の充実を図るため、平成25年2月7日付24教指企第1066号「学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）」を发出した。（別添資料2-11）

(1) 避難訓練と防災訓練の目的

「避難訓練」は、児童・生徒等が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について、体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

「防災訓練」は、地域との連携・協力を通じて、児童・生徒等及び教職員が、避難所運営に対する協力の仕方をはじめとする災害時の対応の在り方を身に付けるため、事前に訓練や演習を行う活動を指す。

防災に関わる指導は、状況に応じて安全な行動ができる態度を児童・生徒等に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。

一方、教職員においては、避難（防災）訓練を通して、的確に状況を把握し、沈着かつ機敏に、時や場に応じた臨機応変な行動をとれる能力を習得することが求められる。

また、自らの命を守ることに加え、児童・生徒等がその発達段階に応じて、災害時に被災者支援活動に参加することは、他人への思いやりや社会に奉仕する態度を培う上で高い教育効果がある。このため、避難（防災）訓練においては、児童・生徒等の一次避難終了後に、支援活動に協力する取組等を加味して指導することが必要である。

(2) 避難（防災）訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通じて教育課程に位置付け、児童・生徒等が体験的に理解できるよう、計画的に実施する必要がある。実施に当たっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際的な訓練を行うことが重要である。

特に、地震は突発的で予測が困難であることから、避難（防災）訓練においては、様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

避難（防災）訓練の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 実施時期や回数については、学校種別や地域の実情、他の安全指導との関連等を考慮して設定する。

イ 事前に訓練の意義を児童・生徒等に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や身体を保護させるなど、危険回避を重視した訓練を行う必要がある。

また、児童・生徒等に対しては、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加しようとする態度を養うよう指導する。

ウ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施する。

- ・地震や火災、風水害等の多様な災害と、災害規模の違いを踏まえた訓練
- ・実施日時の工夫（授業中、休憩時間、放課後、登下校時等）
- ・実施日時や時刻を予告しない方法による訓練
- ・全教職員の参集や初動態勢を想定した訓練
- ・児童・生徒等を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
- ・備蓄品、災害用品等の点検
- ・避難所の管理運営を想定した訓練（避難住民役の設定を含む）
- ・一時滞在施設や災害時帰宅支援ステーションの開設を想定した訓練（帰宅困難者役の設定を含む）
- ・児童・生徒等によるボランティア活動を取り入れた訓練

エ 消火器、屋内消火栓、担架等の防災用具を積極的に活用し、緊迫感や臨場感を持たせるなど、様々な災害を具体的に想定した訓練となるよう工夫する。

オ 教職員一人ひとりが、役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助、

発電機やろ水器等の防災機器の使用等)及び協力体制について理解を深め、的確に行動できるようにする。

カ 訓練の実施後は必ず評価を行い、反省点や改善点を整理し、次回の訓練に反映させる。

キ 消防署等の防災関係機関との連携を十分に図るとともに、PTAや防災市民組織との合同訓練等の実施にも努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検項目

都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

ア 小・中学校の学級活動、高等学校のホームルーム活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。

イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。

ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。

エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。

オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。

カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。

キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。

ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。

ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。

コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。

サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。

シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

ア 家庭、地域との連携

学校は平時から避難訓練及び防災訓練の方針や計画について、保護者やPTA、町内会、自治会、防災市民組織等に周知し、理解を得るよう努める必要がある。

また、小学校及び特別支援学校の児童・生徒等については、防災訓練等を通じて、保護者との連携を一層密にする。

あわせて、家庭においても防災に関する話合いの場を設けるよう働きかけるとともに、児童・生徒等のボランティア活動への参加について、地域との日常的な連携を進める。

保護者に対しては、災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容等を周知し、教育活動の一環として実施する意義について、理解を深めておく必要がある。

イ 消防署、警察署等との連携

学校は、消防署、警察署等の関係機関に対し、災害発生時に連絡すべき事項や協力を要請する事項について、あらかじめ整理しておく必要がある。

また、避難（防災）訓練の実施に当たっては、実地指導や講評等について、関係機関の協力を得ることが望ましい。

ウ 区市町村等との連携

区市町村には、地域の特性を生かした「地域防災計画」が策定されており、地域防災体制の下で住民の安全確保が図られている。

その一つに避難所があり、避難所に指定されている都立学校においては、区市町村、教育委員会及び防災市民組織等と連携を密にし、平時から物資の備蓄や避難者受け入れに備えた体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが重要である。

また、東京都や区市町村、関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練や、避難所設営を含む訓練等に教職員及び児童・生徒等が積極的に参加・協力するとともに、災害時に適切な連携が図れるよう、日頃から地域住民との協力体制の整備に努める必要がある。

第3 事前の準備

1 物資の備蓄

都立学校は、児童・生徒等のために学校種別に応じた食糧・飲料水・毛布を備蓄するとともに、児童・生徒等に限らず、地域住民等の避難者にも提供できるものとして、セルフケアセットやろ水器を整備している。

また、一時滞在施設に指定された都立高校においては、帰宅困難者を最長3日間受け入れるため、総務局総合防災部が、食糧、水、毛布（又はブランケット）、トイレ等の物資を整備している。災害発生時には、これらの備蓄物資を現場の状況に応じて相互に活用するなど、柔軟に対応するものとする。

各都立学校においては、発災時に速やかに対応できるよう、日頃から物資の納入場所や保管場所を確認するとともに、教職員に対し、備蓄場所を周知徹底する必要がある。

なお、各物資の保管場所については、学校の立地条件（沿岸部等）を踏まえ、各学校において検討するものとする。

（例）洪水、土砂災害、高潮、津波のリスク情報等を確認の上、必要に応じて可能な限り高層階に保管場所を設ける等

※一時滞在施設に係る備蓄品目は、別添資料2-15「都立一時滞在施設配備品目」を参照のこと。

2 日常の点検

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を未然に防止するためには、学校内外の施設・設備について、継続的かつ計画的に点検を実施し、潜在的な危険箇所を把握することが重要である。

このため、「学校危機管理計画」には、安全点検の実施方法等について定めておく必要がある。

なお、学校によっては、別途、安全点検計画を定めている場合もあるが、その場合には、「学校危機管理計画」の中に明確に位置付け、活用するものとする。

【死傷の原因となるような状態の発見、除去】

■ 転倒・落下・移動・飛散防止

① 棚類の転倒防止

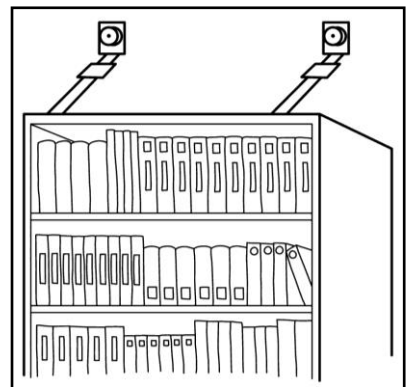
・取付け金物などにより、ロッカー等を確実に固定しているか。

② ピアノの移動防止

・滑り防止や転倒防止等の措置を講じているか。

③ 重量物、化学薬品類の落下防止

- ・普段、児童・生徒等が活動する場所の棚等の上に、重量物が置かれていないか。
- ・振動により薬品棚の扉や引き出しが開かないよう、施錠又は開放防止器具（止め金具等）を設置しているか



④ ガラスの飛散防止

- ・窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
- ・必要に応じて、ガラスの交換等を行っているか。

⑤ 建造物（校舎壁面、瓦、ブロック塀等）の倒壊防止

・ひび割れや傾斜などはないか。

⑥ 付属物（エアコン室外機、アンテナ等）の落下防止

- ・取付け金物等に外れや緩みはないか。

⑦高所の設備機器の落下防止

- ・照明器具やスクリーン、プロジェクター、放送機器、時計等について、落下防止措置を講じているか。
- ・本体の傾き、取付け金物の腐食や破損等の異常はないか。

【「閉じ込められ」の危険排除】

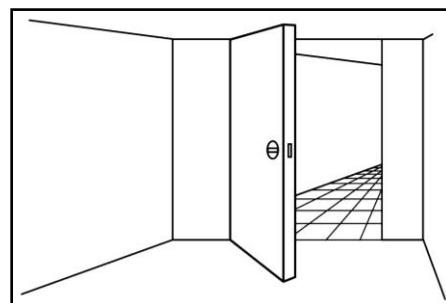
■ 教室内、校舎内から外へ出られなくなる危険の排除

①ドア（鉄扉）の開閉不能防止

- ・専門家による点検が行われ、必要な改善が図られているか。

②重量物転倒等による出入口の閉鎖防止

- ・ドアや引き戸の近辺に、転倒のおそれのある重量物を置いていないか。
- ・重量物の転倒等により、扉や出入口の開閉が妨げられるおそれはないか。



③防火シャッターの適正管理

- ・防火シャッターについて、作動状況の定期点検が実施されているか。
- ・防火シャッターの近辺に、作動を妨げる物品を置いていないか。

【避難経路の確保とその安全化】

■ 校舎内

①避難経路の確保

- ・避難経路が適切に確保されており、内容を理解しているか。
- ・避難経路は原則として2方向に設定されているか。

②避難通路の安全確保

- ・避難通路上に物品が置かれていないか。

③非常階段の利用確保

- ・外付非常階段のドアが施錠されていないか。

④階段・通路周辺の安全確認

- ・校舎内階段の壁面や天井に、剥脱・落下のおそれはないか。

⑤ガラス破片への対策

- ・ガラス破片による負傷防止のため、生徒は上履きを着用しているか。

⑥出入口の開閉確保

- ・校舎出入口のドアが、開閉不能となるおそれはないか。

【火気管理と初期消火活動態勢】

■ ガス、電気、消火器の安全管理

①安全確保の優先

- ・火災時には、身の安全を最優先とすることを理解しているか。

②ガス設備の管理

- ・プロパンガスのボンベについて、転倒防止措置が確実に講じられているか。

③電気器具の管理

- ・電熱器具について、器具のスイッチを切るだけでなく、必ずコンセントから差込プラグを抜いているか。

※地震動による落下や衝撃でスイッチが入り、過熱・発火した事例がある。

④消火器の管理

- ・消火器が適切に配置され、取り出しやすい状態にあるか。
- ・長期間放置された状態になっていないか。
- ・点検及び薬剤入替えの記録が継続的に管理されているか。

⑤初期消火時の行動理解

- ・火災発生時又は出火発見時の行動を理解しているか。

(例) 大声で周囲に知らせながら初期消火を行う。声を聞いた者は119番通報を行う。

消火器や水を持って消火に向かう。

【緊急時持ち出し品・文書等の状態確認】

■ 第1の1 (15) に定める緊急時持ち出し品・文書等

①書類等の更新状況

- ・出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、近隣マップ等が最新の内容になっているか。

②通信機器等の状態

- ・トランシーバー、ハンドマイク、携帯型ラジオ等が使用可能な状態にあるか。

③備蓄品の期限確認

- ・飲料水、食料等の使用期限が切れていないか。